

令和4年度 特別の教育課程の実施方針について

学 校 名	管理機関名	設置者の別
開智日本橋学園中学校	学校法人 開智学園	私

1. 学校における特別の教育課程の編成の方針等に関する情報

学 校 名	特別の教育課程の編成の方針等の 公表URL
開智日本橋学園中 学校	開智日本橋学園中学校高等学校ホームページ:教育課程特例法 自己評価・学校関係者評価 https://www.kng.ed.jp/school-rules/

※必要に応じて行を追加すること。

2. 学校における自己評価・学校関係者評価の結果公表に関する情報

学 校 名	自己評価結果の公表URL	学校関係者評価結果の公表URL
開智日本橋学園中 学校	開智日本橋学園中学校高等学校ホームページ:教育課程特例法 自己評価・学校関係者評価 https://www.kng.ed.jp/school-rules/	開智日本橋学園中学校高等学校ホームページ:教育課程特例法 自己評価・学校関係者評価 https://www.kng.ed.jp/school-rules/

※必要に応じて行を追加すること。

3. 実施内容

国際バカロレアMYP課程等の教育課程を実践するにあたり、イマージョン教育を（LC、GLC およびDLCコースで実施科目と実施年次が異なる）実施している。以下の科目を英語でのイマージョン教育を行う。中学1年社会（GLC）、中学1、2年美術及び技術・家庭（DLC、GLC）、中学3年技術・家庭（LC、DLC、GLC）、中学3年社会（DLC、GLC）。

なお、1年時の音楽・美術について、外国語の授業で音楽・美術に関する内容をそれぞれ10時間以上ずつ扱っている。海外の英語の楽曲を鑑賞、歌唱したり、英語小説の内容を絵で表現する活動等を行う。

4. 実施の効果及び課題

(1) 特別の教育課程の編成・実施により達成を目指している目標との関係

当校では英語を学ぶのではなく英語をコミュニケーションの道具として活用することを重要な教育目標としている。この「英語で学ぶ」ことを実践するにあたって、英語以外の他教科を英語で実施することは意義が高い。また、当校は国際バカロレア教育を取り入れており、当該カリキュラムと親和性の高い科目において英語で実施することが必要なものもあり、必要不可欠である。

(2) 学校教育法等に示す学校教育の目標との関係

教育基本法第二条では、以下のような目標がうたわれている。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

また、学校基本法では、第四十二条で高等学校における教育について以下のように述べられている。

- 一 中学校における教育の成果をさらに発展拡充させて、国家及び社会の有為な形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果さなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な技能に習熟させること。
- 三 社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、個性の確立に努めること。

一方、国際バカロレア（IB）では、

「多様な文化の理解と尊重の精神を通じて、より良い、より平和な世界を築くことに貢献する、探究心、知識、思いやりに富んだ若者の育成を目的としている。この目的のためIBは、学校や政府、国際機関と協力しながら、チャレンジに満ちた国際教育プログラムと厳格な評価の仕組みの開発に取り組んでいる。また、IBのプログラムは、世界各地で学ぶ児童生徒に、人がもつ違いを違いとして理解し、自分と異なる考えの人々にもそれぞれの正しさがあり得ると認めることのできる人として、積極的に、そして共感する心をもって生涯にわたって学び続けるよう働きかけている。」とされている。（文部科学省HPより）

以上のことを踏まえると、教育基本法及び学校教育法における教育の目標に関する規定と本校が推進する国際バカロレアの教育目標とには著しい相関関係が認められる。